

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

八頭町

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 八頭町

#### (1) 現況

本町は、鳥取県の東南部に位置し、周囲を扇ノ山など1,000mを超える高い山々に囲まれ、これらを源流とする大小多数の河川が合流する水源に恵まれた、農林業が盛んな地域であり、稲作を中心に梨、柿、りんごなどの果樹栽培も盛んに行われている。一方では、傾斜地が多いなどの立地特性から、農業生産活動等を通じ、国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。しかしながら、地域の過疎化、高齢化等に伴う農業後継者不足が集落機能の低下につながり、農地・農業用施設等の保全管理が困難となっている。これにより、耕作放棄地が増加し、国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が特に懸念されている。よって、今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。さらに、全町が特定農山村地域に指定されるなど平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことなどから生産コスト差を是正する取組も必要となっている。

#### (2) 目標

(1) を踏まえ、本町では、本町全域において農業者と地域住民や関係団体と協力体制を整備して、農業用排水路の清掃等を行い、機械の共同利用や農作業の共同化にも取組み、農業生産活動を継続し、更には、有機農業に取組み、生物多様性を保全することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	八頭町全域	法第3条第3項第1項に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②		
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、別紙のとおり定めることとする。

(別 紙)

1. 法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業について、次のとおり定める。

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

八頭町全域(特定農山村法)

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 市町村長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(a) 緩傾斜農用地をすべて対象

(2) 集落協定の共通事項

1) 集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると町長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

2) 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると町長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、農地の利用集積を進める者で、八頭町水田農業ビジョンで位置づけた担い手、また、地域の中核的リーダーとしての役割を果たし、地域の合意により担い手として集落協定の中に位置づけられた農業者で町長が認定する者とする。

(4) その他必要な事項

- 1) 交付対象農用地が自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者は当該農地の復旧計画を町長に提出することにより、当該復旧計画を協定に位置づけたものとみなし、引き続き交付金の交付対象とすることができる。
- 2) 田から田以外に地目を変更する場合は、当該農地を変更後の地目の傾斜基準で対象の可否を判定し、対象となる場合は変更後の地目の区分に該当する単価とするものとする。